

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」は、

牛肉の安全性に対する信頼確保やBSEのまん延防止措置の的確な実施などを目的として、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産・流通の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための牛個体識別情報伝達制度(牛トレーサビリティ制度)を構築するために、平成15年6月に公布されました。



牛

平成15年12月1日施行
(注)平成15年12月1日の既存牛及び同日以降の出生・輸入牛が対象

牛の両耳に個体識別番号が印字された耳標を装着(取り外し禁止)

出生



他の農家への異動など
(譲渡し・譲受け等)



とさつ



牛肉

平成16年12月1日施行
(注)平成16年11月30日以前にとさつされた牛肉は対象外

特定牛肉(又はその容器など)に個体識別番号を表示し伝達

枝肉



部分肉



精肉・特定料理

消費者



管理者 輸入者・輸出者

と畜者

販売業者・特定料理提供業者

農林水産大臣への届け出

15年12月1日時点の
既存牛の届出(16年2月末まで)

出生の届出

- 出生年月日
- 雌雄の別
- 母牛の個体識別番号
- 牛の種別など

輸入牛の届出

- 輸入年月日
- 雌雄の別
- 牛の種別
- 輸入先の国名など

*届出により
個体識別番号決定

譲渡し等の届出

- 個体識別番号
- 譲渡し等の年月日
- 譲渡し等の相手先など

譲受け等の届出

- 個体識別番号
- 譲受け等の年月日
- 譲受け等の相手先など

死亡の届出

輸出の届出

とさつの届出

- 個体識別番号
- とさつ年月日
- 譲受け等の相手先など

販売等の記録・保存(帳簿の備付け)

帳簿の備付け

- 個体識別番号
- 引渡しの年月日
- 引渡しの相手先
- 引渡しの重量など

帳簿の備付け

- 個体識別番号
- 仕入れの年月日
- 仕入れの相手先
- 仕入れの重量など
- 販売の年月日
- 販売の相手先
- 販売の重量など

※相手先が消費者となる
小売店及び特定料理
提供業者は除く

平成16年11月30日までに
とさつされた牛肉には
表示の義務はありません。
(2年間ほどは、表示の
ないものも一部残ります)

精肉などに
表示された
個体識別番号で
牛の生産履歴を
検索可能

農林水産大臣による個体識別台帳の作成<<独>>家畜改良センターに委任

個体識別番号



- この牛の情報
出生年月日/雌雄の別/母牛の個体識別番号など
- この牛を管理した者の情報
管理者の氏名/飼養施設の所在地/飼養の開始年月日など
(注)出生からとさつまでのすべての管理者の情報
- この牛のとさつ・死亡の情報
とさつ・死亡の年月日/と畜場の名称など

インターネットで
生産履歴を公開!



牛個体情報

個体識別番号	生年月日	性別	種別	母牛の個体識別番号
1234567890	H12.05.21	オス	ホルスタイン種	0000654321
飼養地	異動内容	異動年月日	住所	氏名または名称
1 岩手県	出生	H.12.05.21	盛岡市	家畜改良センター岩手牧場
2 岩手県	転出	H.12.05.29	盛岡市	家畜改良センター岩手牧場
3 福島県	転入	H.12.05.29		
4 福島県	転出	H.15.08.08		
5 東京都	搬入	H.15.08.08	港区	東京都立芝浦と場
6 東京都	と畜	H.15.08.09	港区	東京都立芝浦と場

(注)住所、氏名または名称は、本人の同意が得られている場合のみ公開します。

牛にかかる部分は、従来から「個体識別システム」と呼ばれています。酪農家や、肉用牛農家にとっては、様々な活用が期待されています。

(制度を確実にするための措置) 農林水産省職員が、管理者、と畜者、販売業者等に立入検査を行います。また、牛と牛肉が同一であることを確認するため、と畜直後の枝肉から採取したサンプルと、小売店で販売されている牛肉などから採取したサンプルとのDNA鑑定を行います。